

令和六年（二〇二四）三月二十六日発行
『大倉山論集』 第七十輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

徳川家康を天正十九年に「藤原家康」と記す史料の紹介

小林輝久彦

徳川家康を天正十九年に「藤原家康」と記す史料の紹介

小林輝久彦

目次

はじめに

一 史料の翻刻

二 史料の解説と史料作成の背景

三 本史料の史料的価値とその位置付け

おわりに

はじめに

徳川家康（以下「家康」とする）の本姓改姓についての研究は、渡辺世祐氏の研究をはじめとして過去からの蓄積があるが、最近になってさらに進展し、その経緯もかなり明らかになってきた。これら先行研究に導かれながら、家康が三河平定するまでの本姓改姓の経緯、及び豊臣政権下に組み入られるまでの本姓改姓の経緯を整理すると以下のようになる。

家康が三河松平氏の出自であることはよく知られている。家康は、三河松平一族のうちの安城松平氏（家康の祖父清康の時代に岡崎城に進出してのちは岡崎松平氏）の家筋で、安城松平氏は親忠（西忠）の時代に三河国碧海郡に進出し、それまで幕府奉公衆和田氏の所領であった平田荘・志貴荘などを実効支配することで、一族の中でも有力な氏族となった。しかし家康の代になっても、例えば大給松平氏のように他に有力な一族もおり、家康の家が惣領家としての扱いを他の松平一族から受けていたわけではない^②。

永禄八年（一五六五）、家康は三河平定を実現した上で、三河国支配の正当性を内外に示すため、三河守の受領名を望んで朝廷に運動した。さらに松平の名字を徳川に改める勅許も願い出た。この名字変更は、家康が他の松平一族とは異なる立場にあること企図して申請したもの^①と理解される。そして永禄九年（一五六六）十二月二十九日付けの口宣案を得た家康は、永禄十年（一五六七）一月三日に従五位下三河守に叙任された^③。

先行研究で明らかにされているように、家康は本姓を藤原氏として、藤氏長者である近衛前久の申請により叙任に成功したのである。家康は永禄期（一五五八〜六九）には祖父清康と同じ源氏を本姓としており、今回の叙任でも本

姓を源氏とし、清康も名乗っていた源氏足利一門の新田流世良田を名字として叙任したところであった。武家の叙任申請は將軍が仲介するのが正式な手続であったが、この当時武家の御主おんあるじであった足利將軍家が不在であった。このため、家康はやむなく京都誓願寺住持泰翁を仲介として関白近衛前久を頼った。前久は吉田兼右に先例を調査させ、世良田氏ではなくその本家得川氏の家筋に本姓を源氏から藤原氏に変更した系図を見出した。そこで本姓を藤原氏、名字を徳川〔得川〕の「得」字を「徳」に変更したのは、家康の希望であつたらしい」として申請し、許されるのである。

このち元龜二年（一五七一）、家康は従五位上に叙せられて以後、天正十二年（一五八四）、従三位參議叙任まで昇進するが、この間一貫して藤原を本姓として叙任官文書を受領していたことが米田雄介氏により明らかにされている。⁽⁵⁾さらに遠藤珠紀氏は、京都大学所蔵勸修寺文書のうちの「晴豊公御記 家康公叙任口宣案」の検討から、これら一連の叙任官が天正十四年（一五八六）五月から六月ころにかけて遡及叙任されたことを明らかにした。⁽⁶⁾これを裏付けるように、天正十四年九月七日付で、家康が遠江国敷知郡浜松荘の大通院、鴨江寺（静岡県浜松市中央区）及び引佐郡の龍潭寺（静岡県浜松市浜名区）の各寺に宛てて出した三通の安堵状にも「三位中将藤原家康」と署名している。⁽⁷⁾

ところが天正十六年（一五八八）四月、後陽成天皇による京都聚楽第行幸の経緯を大村由己が記録した「聚楽行幸記」では、家康は「駿河大納言源家康」、「とくがは権大納言源家康」と記されている。このことから笠谷和比古氏は、家康の藤原氏から源氏への改姓が聚楽第行幸を大きな画期としており、それは豊臣関白政権下での徳川將軍制を志向するものと評価した。⁽⁸⁾さらに岡野友彦氏はこの時期の家康の源氏改姓は、「関東方面司令官」という立場で豊臣政権内に位置づけられていた家康が、関東支配を最も正当化する姓として、源氏を選び直していたとする。⁽⁹⁾

この笠谷氏及び岡野氏の説に対しては、藤井讓治氏が「勸修寺家文書」を引用して、天正十五年（一五八七）八月に既に家康の本姓が源氏であったことを示す史料を提示してこれを否定しており、最近では平野明夫氏も、天正十五年十一月の遠江国宣光寺（静岡県磐田市）鐘銘に「大担（壇）越源家康」と記されていることを明らかにしている¹¹。それでも家康が本姓を藤原氏から源氏に戻した時期については、おおよそ天正十五年ないし天正十六年とするのが現在の研究者間での共通認識と認められる（藤井讓治氏はもう少し時期を遡らせて、源氏改姓の時期を天正十四年十一月五日の正三位中納言叙任時と推定していて、柴裕之氏もこれを支持する¹²）。

ところが天正十九年（一五九一）に至っても、なお家康の本姓を藤原と記す史料が存在する。筆者は『新編西尾市史資料編』に収録する中世後期史料の採取過程で、この史料を見出した。家康研究者の間では知られていない史料なので、ここに当該史料を提示するとともに、その史料解説と史料作成の背景につき言及し、当該史料に基づき、これまでの家康の本姓改姓にかかる研究に対しての問題を提起してみたい。

一 史料の翻刻

その史料とは「太素和尚語録」である。「太素和尚語録」は、写本が京都大徳寺塔頭龍源院と神奈川県鎌倉市の松ヶ岡文庫の二か所に現存する。「語録」は二冊から成るが跋文も奥書もない。内容は道号・偈頌・香語から成り、大徳寺入寺香語などは収録されていない。龍源院所蔵本は、『大徳寺禪語録集成』第四卷（大徳寺刊行、一九八九年）に写真が掲出されている。松ヶ岡文庫所蔵本は、国文学研究資料館の国書データベースを検索すると、「下巻一冊」のみ所蔵されていることになっている。実見すると、正しくは上・下巻ではなくて「乾・坤」の二冊に分かれ、その

「坤」部のみが保存・所蔵されているというのが正しい（請求番号クハ・一六〇三¹³）。松ヶ岡文庫所蔵本は、銀行家で蔵書家であった石井光雄（号積翠軒）の旧蔵本であるが、石井が入手した経緯は明らかでない。後述のとおり、両書にはほぼ異同はみられない。しかし個々に語句の異同を比べると、松ヶ岡文庫所蔵本の方がより文意が通じる。結論を先取りすれば、龍源院所蔵本が香語の下書きからの書写本で、松ヶ岡文庫所蔵本が浄書された香語からの書写本という関係に立つたためであると考ええる。後章でも述べるが、龍源院所蔵本には不明なところを空白にしておいて、後から確認した情報に基づく語句を挿入したとみられる箇所が見受けられ、それ以外にも、別の箇所で大素和尚がいろいろな語句を後から書き入れた香語のひな型とみられる文章が掲出されているなど（『大徳寺禅語録集成』第四巻に掲出される写真の24と26コマ以降）、推敲を重ねた形跡が認められる。このため本稿では、浄書された香語の写本と認められる松ヶ岡文庫所蔵本を底本とした。

翻刻に当たっては、原本の体裁に従うように努めたが、おおむね現在通行の字体を用い、読点を補った。文中の○字は押韻の字に付されている記号である。なお原本では押韻の記号、読点及び誤字の訂正部分（翻刻文では訂正後の文字のみ翻刻している。）は本文の墨筆と区別して朱筆になっている。また引用の便宜のために各列の文頭にアラビア数字を付し、松ヶ岡文庫所蔵本と龍源院所蔵本との異同を末尾に示した。

【史料1】 大光院殿月忌香語

這香

- 1 △枝葉森々空劫先、即今拈作一炉炯、¹⁵¹⁶
- 2 目機鉢両重多少、瑞氣全薰盡大千。¹⁷¹⁸

- 3 大日本國東關八州太守 藤原朝臣 家康
- 4 今月二十二日 伏值
- 5 大光院殿正二位前垂相春岳榮公大居士月忌之辰、
- 6 就于洛北天瑞禪寺、嚴飾道場、設大齋會、芬陀梨華經⁽²³⁾王⁽²⁴⁾
- 7 頓書者一部、圓通懺摩水陸妙供、件々品目付在僧官宣
- 8 誦今丁散筵、集六和淨侶、同音諷演大佛頂白傘蓋無上
- 9 秘密神咒之次、命 小比丘 某、焚這妙兜樓、以奉供
- 10 養現座道場大悲薩埵西天四七東土二三傳法諸祖、微
- 11 塵刹土諸佛、及日本國中大小神祇、穢梵龍天等所鳩善
- 12 利、專為 神儀 資助道果者也、 共惟⁽⁴¹⁾
- 13 春岳榮公大居士、名実相合、爵祿兼全、
- 14 言其作畧則、撓鈎塔索、⁽⁴²⁾
- 15 說其意氣則、聖箭離絃、⁽⁴⁴⁾
- 16 決勝於千里也、 塞外響勇猛、
- 17 論功於第一也、 寰中称英賢、⁽⁴⁵⁾
- 18 群臣松栢鬱々、⁽⁴⁶⁾ 貴族瓜瓞綿々、⁽⁴⁷⁾
- 19 動靜寒温、潦水縮兮波滴々、⁽⁴⁸⁾
- 20 苦樂逆順、烟光凝兮山媚々、⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

- 21 廻然独脱鑽之弥堅⁽⁵¹⁾、
- 22 正与麼時⁽⁵²⁾、大居士、現大人相受供養臨此盛筵⁽⁵³⁾、山僧即
- 23 今、因齋慶讚底之句、作麼生理宣⁽⁵⁴⁾、
- 26 年香⁽⁵⁶⁾云、
- 27 滿架薔薇香拂々、數薰吹露小欄前⁽⁵⁷⁾、喝一喝
- 28 又黃菊殘花香拂々、西風吹戔暮秋⁽⁵⁸⁾天、

【史料2】大光院殿一周忌香語

- 1 △大光院殿一周忌香語 代作
- 2 大日本國東閩八州太守藤原朝臣 家康
- 3 來年壬辰孟春二十二日 伏値
- 4 大光院殿正二位前垂相春岳榮公大居士小祥忌之辰、
- 5 預於今茲天正十九辛卯季秋⁽⁵⁹⁾斯日、
- 6 就于洛北天瑞禪寺、設齋筵今日教主大勢至薩埵⁽⁶¹⁾之尊
- 7 容彫刻者一軀、法花妙典頓書者一部、圓通懺摩修禮者
- 8 一座、水陸妙供一會、今當散場謹集六和清衆⁽⁶²⁾、同音諷演
- 9 首椽嚴神咒之次、卒唱一偈式伸供養云⁽⁶³⁾
- 10 忌景明年期更賒、預開法席備香茶、

11 宝炉不挿梅祖樹、節後猶薰殘菊花、 喝一喝

【史料1】の

- 2行目の「盡」が「尽」、
 - 3行目の「藤原朝臣」が「藤原〇朝臣」、
 - 17行目の「鈞」は「釣」、
 - 18行目と19行目の行間に「到這裡」の文字が入り、
 - 22行目と23行目の「塵」が「广」、
 - 28目の「香」が「秉」、
 - 28行目の「芟」が「老」、
 - 28行目の「暮」が「慕」となる。
- 【史料2】は異同なし。

二 史料の解説と史料作成の背景

太素和尚は法諱を宗諱といい、督宗紹薫の法嗣で、臥牛とも号した。若狭国の出自で、天正十一年（一五八三）に奉勅により大徳寺百二十五世住持となった。そして文祿三年（一五九四）四月十五日に六十二歳で示寂している。

【史料1】及び【史料2】の双方の香語に記されている「大光院殿」とは、羽柴秀吉の舎弟の秀長のことである。

秀長は天文九年（一五四〇）生まれで、通称は小一郎、のち美濃守と称した。はじめ木下長秀と名乗り、天正三年（一

五七七) 十一月ころ名字を羽柴とし、天正十二年六月か九月ころに実名を秀長に改めた。兄の秀吉に従い各地を転戦した。天正十一年四月、播磨国・但馬国の二か国を与えられ、天正十三年(一五八五)には紀伊国・和泉国に移封され、さらに同年閏八月には大和国をも領し、郡山城を居城とした。同年十月、従四位下参議に叙任し、天正十四年十月に従三位中納言、天正十五年八月には従二位大納言に昇進し、大和・大納言と称された。秀吉と有力大名との折衝役として手腕を発揮したが、天正十八年(一五九〇)に病を發し、翌十九年正月二十二日、五十二歳で死去している。法名大光院殿前垂相春岳紹栄大居士。⁶⁶⁾

この香語から、家康が秀長のために太素和尚をして、月忌法要と一周忌法要を、ともに大徳寺内の天瑞寺で催行していることが知られる。

【史料1】にある月忌には年月日が記されていない。しかし①【史料1】が、天正十九年九月に催行されたことが明確である【史料2】秀長の一周忌法要より順番が先に書写されていること、②先述のように、松ヶ岡文庫所蔵本が香語の浄書からの写本とみられるのに対し、龍源院所蔵本は香語の下書きからの写本とみられるところ、前章巻末の異同箇所で示したとおり、龍源院所蔵本は「家康」の本姓を後から「藤原」と挿入していると認められる。従って当初から「藤原家康」と記す【史料2】より先に作成した香語と判断できること、などから【史料1】も天正十九年中の月忌法要に比定できるのではないだろうか。この年の閏正月三日、家康は江戸を發駕して同月二十二日には京都に入っているから、同日催行の月忌法要に合わせて上洛し、天瑞寺で営まれた法要に参列した可能性はある。ただ、家康の上洛を記録する公家勸修寺晴豊の日記によると、同日に晴豊は四男の左少弁光豊に土御門久脩を付けて上洛お見舞いの使者として家康の京都屋敷に派遣し、家康から接待を受けていることが分かる。家康邸にはこれ以外にも公武の当主や使者が来訪して接待を受けていると考えられるから、家康の当日の法要参加はいかにもせわしい。こののち

家康は三月十一日まで京都に滞在しているので、二月二十二日に秀長の月忌法要を催行したと考える方が自然かも知れない。⁽⁶⁷⁾

【史料2】にある一周忌は、文中に「預於今茲天正十九辛卯季秋 斯日」とあることから、天正十九年九月某日に本来の一周忌である天正二十年正月二十二日を繰り上げて催行されたことが分かる。九月の家康の居所と行動を見ると、八月二十五日には大坂から京都に入り、九月二十六日まで京都に滞在していることが史料から確認できる。⁽⁶⁸⁾ 従って一周忌は忌日である二十二日に執り行われ、家康も参列したものとみられる。

月忌法要及び一周忌法要の双方とも太素和尚が経王（法華経を指すことが多いが、大般若経や金光明経、最勝王経などの場合もある。）を書写して供養を行い、一周忌には勢至菩薩像を彫刻させて修養したというから、かなり盛大なものであったことが知られるが、残念ながら管見の限りでは同時代史料は見受けられない。それでは家康が秀長の葬儀を執り行うような深い関係が認められるのだろうか。

家康と秀長との交際については、三浦宏之氏が論述している。⁽⁶⁹⁾ 以下三浦論文に導かれながら概説すると以下の通りである。

周知のとおり秀吉と秀長の妹の旭姫は、天正十四年四月に家康と政略結婚させられた。秀長は当初この婚儀には反対であったとされるが、同年十月二十六日、家康が上洛して秀長の屋敷に入り、翌二十七日に秀吉に対面して臣従し、のちは交誼を厚くした。

秀吉も舎弟の秀長と義弟となった家康を同格に扱い、同年十一月五日、秀長と家康は共に正三位に叙せられ、翌十五年八月八日、やはり同時に権大納言従二位に叙任されている。

秀吉が京都に聚楽第を築くと、家康の京都屋敷も作事されたが、家康の屋敷が秀長邸と近いこともあり、「毛利輝

元上洛記」などの記録によると、輝元は秀長と家康の両者を招いて饗応したり、輝元が秀吉から聚楽第に招かれた際にも、両者は相伴していることが知られる。天正十六年八月二十七日、京都から居城の大和国郡山城に帰っていた秀長は、京都より下向した家康を木津まで出迎え、奈良で遊んだ後、翌月二日に上洛する家康を笠置まで見送っている。天正十八年と同十九年の家康は、小田原征伐から奥州出陣へと多忙な日々を送っていたが、秀長は天正十八年初頭から発病し、家康と秀長の書簡は秀長の病状を問うものが多くなる⁷⁶⁾。

天正十九年の家康は、江戸で越年し、正月五日に蒲生氏郷を援助するために出陣し、岩付に到着した。しかし同じ時期に氏郷と伊達政宗との和解が確認され、岩付で情勢を見ていた家康も同月十三日に江戸へ帰城している。十四日には武蔵国府中で、同じく氏郷支援のために下向していた秀吉の甥羽柴秀次と対面している。そして同月晦日付で、秀長に付属されていた藤堂高虎宛ての書状で、秀長への書状を度々飛脚で送っているが返事のないこと、秀長の病状はどのようなかお聞きしたいと記している⁷⁷⁾。しかし先述のとおり同月二十二日に秀長は既に病没していたのである。このように家康は秀長の生前に密接な親交を重ねており、かつ家康は秀長の義兄に当たることから、家康が秀長の法要を営むことは自然なことと認められる。

次に、天正十九年になっても家康の本姓を藤原とする香語が作られていることは、何を意味しているのだろうか。次章では本史料の史料的价值とその位置付けについて考察してみる。

三 本史料の史料的价值とその位置付け

家康の出た三河松平氏の本姓が賀茂氏であったことは、家康研究者の間ではよく知られている。ところが家康の祖

表1 徳川家康源氏称姓文書等一覧

番号	年月日	文書名	署名	宛名	県史番号	出典
1	永禄4.4.15	判物	松藏源元康	菅沼弥三右衛門ほか3名	愛資11-105	久能山東照宮所蔵文書
2	永禄4.5.9	判物	岡藏源元康	松又	愛資11-113	松平千代子氏所蔵文書
3	永禄4.6.27	判物	源元康	松井左近	愛資11-132	松井家文書
4	永禄4.6.27	判物	源元康	本多豊後守	愛資11-133	譜牒余禄三三
5	永禄4.6.29	判物	藏人源元康	菅沼十郎兵衛尉	愛資11-134	譜牒余禄後編卷一八
6	永禄4.11.6	判物	藏人佐源元康	西郷左衛門佐	愛資11-166	譜牒余禄卷五九
7	永禄5.5.22	判物	岡藏源元康	松平又八	愛資11-212	譜牒余禄卷四〇
8	永禄5.8.6	判物	松藏源元康	松平源七良	愛資11-234	徳川恒孝氏所蔵文書
9	永禄9.12.吉	棟札銘	源家康	—	愛資11-540	豊橋市素戔鳴神社

★愛資11とは、『愛知県史資料編11』愛知県、二〇〇三年であり、番号は史料番号である。

父松平清康は源氏世良田氏を自称していたことが史料から分かる。清康が足利一門の名字の中で、なぜ世良田氏の名字を選んだのかは分からない。三河国は鎌倉期以降下野足利氏の分国で、吉良を始め、今川・一色・仁木・細川などの足利支族が主に西三河地域に広く分出していた。三河松平氏の本姓が源氏でないことはよく知られていた⁽²³⁾で、これら源氏足利流の出自を名乗ることは困難だった。このため三河出自でない新田支流を名乗ることにしたのかもしれない。さらに踏み込んで考えると、清康は当時三河統一を志向していたとされるので、鎌倉期に三河守に任じられた先例を持つ世良田頼氏⁽²⁴⁾を先祖に仰いだものとも考えられる。

家康も祖父の先例を踏襲し、永禄四年（一五六二）頃から「源元康」「源家康」などと自称した（表1）。これは三河平定当時の家康が当面の敵としていた、三河国吉良荘の吉良東条氏（三河吉良氏庶流）が足利一門で最高の家格を誇る「三家」の筆頭という貴種であったので、これに対抗するためであると考えられる⁽²⁶⁾。

このうち家康は、永禄九年の従五位下三河守の叙任では藤原を本姓とした。これは「はじめに」でも記したとおりである。

しかるに家康は、三河守叙任の口宣案が下されたのと同月である永禄九年十二月吉日には、三河国宝飯郡豊川郷の素戔鳴神社（愛知県豊橋市下条東町）社

殿葺替の修造をした棟札に「領主源家康」と記させ（表1の番号9）、その後の元龜三年（一五七二）九月、遠江国小国神社（静岡県周智郡森町）に願文を収めたときも文中に「家康苟為八幡太郎義家瓜蒎」と書き付け、「源家康敬白」と署名するなど、叙位任官手続きの上で本姓と申請した藤原氏ではなく、源氏を自称している。

既に渡辺世祐氏はじめ先学が指摘しているように、徳川氏の本姓を源氏とする江戸幕府の公式見解に従い、藤原氏と記す家康の文書は、源氏に書き直された可能性が考えられる。しかし素戔嗚神社棟札、小国神社願文のいずれも写しではなく原本であり、史料的にも疑問は呈されていない。

藤井讓治氏が提示された、天正十五年八月の家康の叙従二位の口宣案は、氏も認めるように写しであるから、後年に書き直された可能性は否定できない。しかし平野明夫氏が提示された天正十五年十一月の遠江国宣光寺鐘銘は、後刻ではないと認められており、家康が源氏を名乗ったことは疑いようがない。さらに天正十六年四月に家康を「駿河大納言源家康」、「とくがは権大納言源家康」と記す「聚楽行幸記」は、後陽成天皇の聚楽第行幸の翌年に成立した同時史料である。同記録には三十八本の伝本が存在する。その伝本のうち三十一本を確認した竹内洪介・石塚晴通氏によると、このうちの大坂城天守閣蔵本は豊臣秀吉の祐筆である楠長諳（楠木正虎）が清書して、秀吉が後陽成天皇に贈った原本であると考えられている。^⑳ その大坂城天守閣蔵本には、正しく「駿河大納言源家康」、「とくがは権大納言源家康」と記されているのである。従って江戸期に入ってから当該史料が書写された際に、作為的に「藤原」との表記を「源」に書き直された可能性は考えられない。

つまり信用できる史料に基づく限りでは、永祿期及び元龜期から天正期に至るまで、家康は源氏と藤原氏を併用していたことが分かる。この説明として、平野明夫氏は、家康は対外的な呼称と、領国内への呼称を異にしており、領国内では徳川名字・源氏であったのではないかとする。^㉑

しかし「聚楽行幸記」は京都での記録であることは明らかであるし、さらに今回提示した「太素和尚語録」に収録された【史料1】大光院殿月忌香語及び【史料2】大光院殿一周忌香語のいずれも京都で作成され、法要で著された香語であるとみられるから、平野説は成立しそうにない。そして先述のとおり太素和尚は文禄三年に死没しているから、当該香語は同時代史料としての価値を持つ。また松ヶ岡文庫所蔵本、龍源院所蔵本のいずれにも「藤原家康」と記されるから、誤写の可能性も低い。

もちろん当該法語は、第三者である禅僧が作成した文書であって、家康が自ら署名したものではない。しかし夙に渡辺世祐氏が示しているように、家康の嗣子秀忠も、継母である家康正室南明院（旭姫）が天正十八年正月に死去したことにより催行された、仏事の諷誦文にも藤原秀忠と署名しているとされる⁸⁰。残念ながら、現在この史料の所在を明らかにしないが、当該香語と軌を一にする史料と評価できよう。

とまれ京都では、家康の徳川家の本姓は藤原氏であるとも認識されていたことになろう。これはどのように考えたらよいのであろうか。

前章でも少し触れたが、【史料1】の香語のうち、龍源院所蔵本には「家康」の上の部分が「○」と記されている（これは押韻の字に付されている記号ではない）。そしてその部分に曲線で挿入するかたちで「藤原」と記されている。おそらく太素和尚は香語の作成を依頼された天正十九年当時、家康の本姓を知らなかったのではないだろうか。家康の家の宗旨は浄土宗鎮西派で、太素和尚の属する臨濟宗大徳寺派とは異なる。従って家康と太素和尚とは、それまで親しい交流はなかったであろう。このことと、当該表記方法とを併せ考えれば、太素和尚はとりあえず実名の上にも「○」を入れて空欄としておき、後日家康自身か、または家康の京都屋敷に居た徳川氏奉行人などに家康の本姓を確認してから書き入れたことを示しているのではないだろうか。

以下は、家康の家臣松井松平氏の家老石川昌隆が自ら覚書に書き付けている事例である。⁽⁸¹⁾

元和二年（一六一六）に家康が亡くなり、のち遺骸を日光に移して東照宮を建立した際、松井松平康重の家老の石川昌隆が代参した。昌隆は南光坊天海に面会して石灯籠の寄進を申し出たところ、天海から「周防守（康重）殿の本姓は何か」と尋ねられて、昌隆は「はたと行きあたり」、源氏と申上げたところ、天海も「徳川家と松井松平家は同名（同じ名字）であるから、そうであろう」と答え、寄進した燈籠銘文に松井松平氏の本姓を「源氏」と彫り付けたという。このように元和偃武の時代になってもなお、主君松井松平氏の本姓について家老石川氏が即答に窮するほど、本姓に対する武士の関心が薄かった一例があげられる。

大素和尚が家康の本姓を尋ねた相手が家康本人ではなく、京都屋敷の徳川奉行人であり、その奉行人が、家康は最近まで藤原を本姓としていたことを強く記憶しており、とっさに家康の本姓が藤原であると返答してしまった、という可能性はあるだろう。

しかし先述のとおり、月忌法要及び一周忌法要の双方とも法要にも家康が参列した可能性が高い。そうであれば、法要で当該香語が読み上げられたのを家康自身も聞いていたことになる。家康は、香語の中で自分の本姓が自身の認識とは異なる藤原とされていることに気が付いたはずである。しかし家康は大素和尚に訂正を求めなかったため、そのまま記録されたということになる。それではなぜ家康は本姓を源氏と改めるように指示しなかったのであろうか。この問題を解決するには、家康が従五位下三河守に叙任された際に、藤原を本姓とした経緯を再度確認する必要があると考える。

それを確認できる史料が陽明文庫所蔵の「將軍家准摂家徳川家系凶事東求院殿御書」である。当該史料は初めて渡辺世祐氏⁽⁸²⁾が紹介し、近年でも橋本政宣氏⁽⁸³⁾や新行紀⁽⁸⁴⁾一氏及び辻達也氏⁽⁸⁵⁾が引用・解説している史料である。その該当部分

を引用すると以下のとおりである。

【史料3】⁽⁸⁶⁾

一、今朝様子共承、弥か、り公事にて候間、在様可申分やうも候ハす候、扱々珍敷時節ニ候、御家門も内府天下被任存分候へハ、いにし彼家徳川之事、雖御訴訟候、先例なき事ハ公家ニハならざる由、叡心とて相滞候ヲ、吉田兼石、万里小路にて、彼旧記に被注置候先例在之一冊を令披見、兼石はなかミニ写、そとわれくへくれ候、其趣を以申候へハ、被見合勅許候、諸家之系図ニも不乗候、徳川は源家にて二流候、そよりやうの筋ニ藤氏ニ罷成候例候、それを兼右写候て、鳥子ニ則其系図吉田書候て、朱引まで仕候を其儘下、兼右馳走之筋、誓願寺之内に慶源とて出家候、鳥居伊賀取次て、吉田ニも馬可然を可遣候とて、終ニ兼右存命之上不上候、又拙者へハ毎年ニ三百貫与馬一疋との約束にて、当分は徳川礼にたゞ二千疋給候キ、万疋被上候由候て、終ニ不上候、馬ハ一両年ハ上候、其以後も所望申候、馬も被上候、又おもひよられ候ても被上候事も候つる、近代は雖無由緒候、以権門悉公家ニ成申候、其比ハ一切無先例事ハ不成候、飛驒三木、是も先例無之間ハ無、勅許候、広橋内府ニ旧例被扨出候て勅許候、徳川ハ得川、根本此字にて候、徳之字ハ子細候ての事候、様子永々敷候間、不入事ニ候へとも、覚申候間、心易可申候、只今ハ源家ニ又氏をかへられ候、只今之筋ハそしにて候、其砌々如雪と申候者申候ハ、將軍望ニ付ての事候と申候、義国今の系図を吉良家今被渡候ての事候、永々敷子細不入事ニ候へ共、御存之のためにて候、事外功をつミ申候故、一段感悦之事も候キ、世間ニハ一廉御領も家門へハ可被進之由候と諸人存候処、珍敷御厚恩候、如何思召候哉、(下略)(傍線部引用者)

近衛前久の述懐によると、家康の叙任過程は以下のとおりであった（傍線部大意）。

〔家康の希望する〕徳川名字への変更（の勅許）は、先例のないことは公家社会では認められないという正親町天皇の勅慮により停滞していたが、吉田兼右が万里小路家にある旧記の中から先例ある一冊を見つけ出し、これを鼻紙に写してこっそり前久に寄こして来た。これを参考として（朝廷に）提出して受け容れられ、勅許が下った。この兼右の写した一冊とは、諸家の系図にも載せていないもので、徳川氏はもと二流あったが、その惣領の筋に藤原氏になった例があったのを兼右が写し取り、鳥の子紙に書き直し、朱引きまでして、そのまま差し出した。」

この兼右が、先例ある系図として前久に差し出した系図に該当すると見られるものが、橋本政宣氏により陽明文庫の系図類から見出されている（図1）。

図1

∴清和天皇——貞純親王——経基王——満仲——頼信——頼義——義家——義国——義重
号得川徳也
号藤氏
義季——頼有——頼泰——頼尚——尚氏

この系図によると、得川氏は清和源氏の家筋であるが、尚氏の時代に藤原氏を号したことになる。おそらく尚氏は頼尚の養子で、尚氏の本姓が藤原氏であったので（異姓の養子⁸⁷）、尚氏以降の得川氏は藤原を本姓としたことだろう。そうであれば得川氏の子孫を名乗る家康の本姓は本来源氏であるが、血筋として藤原氏が入ったことになるから、源氏でも藤原氏でもどちらでも正しいということになる。家康が当該香語を聞いてもなお、自身の本姓の訂正

を求めなかったのは、このあたりに理由が求められるのではないだろうか。

おわりに

三河松平氏の本姓は賀茂氏であった。しかし家康が出た岡崎松平氏では、家康の祖父の代から源氏を自称していた。家康も祖父の先例に倣い、永祿期の三河平定戦の折には源氏を称していた。家康は、三河国平定後に三河守に任ぜられるに当たり、便宜上藤原氏を本姓としたが、以後も源氏と藤原氏を併用していた。そして天正十四年十一月五日に、源氏で正三位権中納言に叙任されて以後は、家康は藤原氏から源氏に復したのだとする説が最近有力視されてきている（先述の柴裕之氏の著作参照）。

しかし天正十九年に至ってもなお、家康の本姓を藤原をと記す史料が存在する。本稿ではその史料「太素和尚語録」を翻刻・紹介してその解説を付し、さらにこの史料の示す意味についても考察を重ねて試論を立てた。

当該史料は家康がその本姓を署名したのではなく、第三者が作成したものであるから、家康の認識とは相違している可能性がある。それでも天正十九年に至っても、家康の本姓を藤原氏とする認識が家康の周囲に残っており、家康自身もどちらの本姓も正しいものとして、それを容認していたとする推論である。

どうも家康を含めた当時の武家というものは、後世の私たちが考えるほどには自分の家の本姓を常に意識してはおらず、かなりゆるやかに考えていたのではないだろうか。そうであれば、家康の名乗る本姓に過度に着目して、徳川將軍制を志向するとか、関東支配を正当化するものとかの政治的志向を読み取ろうとするのは、いささか解釈の踏み込みすぎではないかと考えるものである。

注

- (1) 渡辺世祐「徳川氏の姓氏に就いて」『日本中世史の研究』六盟館、一九四六年（初出一九一九年）。これに先行する研究として、星野恒「三位中将藤原家康」『史学叢説』第2集、富山房、一九〇九年（初出一八九三年）、阿部愿「徳川家康本姓考（上）（中）（下）」『國學院雜誌』一〇巻九号、一〇巻一、一九〇四年がある。
- (2) 拙稿「室町・戦国期の大給松平氏―松平一族の制外の家―」『静岡県地域史研究』八号、二〇一八年参照。
- (3) 中村孝也「徳川家―家康を中心に―」至文堂、一九六一年、八頁、藤井讓治「人物叢書 徳川家康」吉川弘文館、二〇二〇年、二六頁。
- (4) 辻達也「徳川氏の系図について」『週間朝日百科日本の歴史別冊 歴史の読み方8名前と系図・花押と印章』朝日新聞社、一九八九年、『新編岡崎市史中世2』岡崎市、一九八九年、八七六頁以下（新行紀一氏執筆分）。辻達也編『日本の近世2 天皇と将軍』中央公論社、一九九一年、三二頁以下、岡野友彦「源氏長者 武家政権の系譜」吉川弘文館、二〇一八年、一九〇頁。
- (5) 米田雄介「徳川家康・秀忠の叙位任官文書について」『栃木史学』八号、一九九四年。
- (6) 遠藤珠紀「徳川家康前半生の叙位任官」『日本歴史』八〇三号、二〇一五年。
- (7) 『静岡県史資料編8中世4』静岡県、一九九六年、一八五九、一八六〇、一八六一号。このほか天正十一年十二月七日付で浜松庄樹福院観音領の寺領安堵状が新津村倉松の寿福寺に所蔵されており、その署名にも藤原家康との署名があったことが『遠江郷土研究会誌』一号、一九五〇年に報告されている（坪井俊三氏のご教示による）。残念ながら当該安堵状は現存しないようである。
- (8) 『笠谷和比古「徳川家康の源氏改姓問題」関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇年（初出『国際日本文化研究センター紀要』一六、一九九七年）、『ミネルヴァ日本評伝選 徳川家康』ミネルヴァ書房、二〇一六年、一一三頁。

- (9) 岡野友彦「家康はなぜ江戸を選んだか」教育出版、一九九九年、三五頁、岡野友彦「家康生涯三度の源氏公称・改姓」二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』吉川弘文館、二〇〇六年（のち前掲注4『源氏長者』源氏長者 武家政権の系譜）一九三頁以下に収録）。
- (10) 藤井讓治「徳川家康の叙位任官」『史林』一〇一（四）号、二〇一八年。
- (11) 平野明夫「徳川家康はいかにして秀吉に臣従したのか―織田大名から徳川大名へ」渡邊大門編『秀吉襲来』東京堂出版、二〇二一年、一八九頁、前掲注7『静岡県史資料編8中世四』一九四一号。
- (12) 柴裕之「徳川家康 境界の領主から天下人へ」平凡社、二〇一七年、一六一頁。
- (13) 「松ヶ岡文庫所蔵の禪籍について（七）」（松ヶ岡文庫禪籍目録研究班）『松ヶ岡文庫研究年報』二九号、二〇一五年。
- (14) 「松ヶ岡文庫所蔵（旧積翠軒文庫の一部）クレン文庫目録」『松ヶ岡文庫研究年報』一四号、二〇〇〇年。
- (15) 森森 しんしん 樹木の高く深く生い茂ったさま、こんもり。
- (16) 即今 そっこん ただいま。現在。目下。
- (17) 瑞気 ずいき めでたい雲気。めでたくこうごうしい雰囲気。
- (18) 大千世界 だいせんせかい この世界の全て。全宇宙。仏教の言葉で、須弥山を中心に四つの大陸があり、その周りに九山八海があるのが一つの世界とするもの。
- (19) 亜相 あしょう 大納言の唐名。
- (20) 豊臣秀長の法名。
- (21) 故人の命日にあたる毎月の日。また、その日に行う仏事。
- (22) 現在の京都市北区に豊臣秀吉が母のために建立した寺院で、明治時代初頭に廃絶した。建物の一部が三溪園などに移築され現存する。跡地には大正時代に龍翔寺が建立された。
- (23) 分陀利華 ふんだりけ 蓮華のことで、特に白蓮華を指す。また比喩として優れた人物を称する。
- (24) 経王 きょうおう 經典中もつとも勝れた貴いもの。

- (25) 圓通 えんづう 観世音菩薩のこと。
- (26) 懺摩 さんま 原語は「クシヤマ」で、堪忍すること。
- (27) 水陸妙供会 すいりくみようぐえ 水陸会は、水陸齋、悲齋会ともいう。飲食物を水辺や大地に散じて諸霊に施し、苦惱を除こうとする法要。また餓鬼会、施食会、施餓鬼会と同じ。
- (28) 大佛頂 首楞嚴經のことか（大仏頂如来密因修証了義諸菩薩万行首楞嚴經）。
- (29) 白傘蓋仏頂 びやくさんがいぶつちよう、如来の肉髻（にけい）（頭頂部の椀状の盛り上がり）を神格化した仏の一種、仏頂尊の一尊。シタータパトラ。五智宝冠を被り、左手に白傘蓋を乗せた蓮華を持ち、右手は掌を揚げる。『一字仏頂輪王経卷第一』によれば、体色は金色、左手は胸に当って白傘蓋を乗せた蓮華を持ち、右手は半開きの蓮華を持つ。白傘蓋仏頂に捧げられた陀羅尼として、禪宗において多く唱えられる「楞嚴咒」が知られる。
- (30) 神呪 しんじゆ 神秘的な呪文。だら陀羅尼とも。
- (31) 大悲 だいい 絶大な慈悲力。
- (32) 薩埵 さつた 薩埵波倫、衆生、菩薩。
- (33) 西天四七、東土二三 釈尊以後の禪宗の系譜はインドで二十八代、中国で六代続いたとされる。
- (34) 塵刹 じんせつ 国土の数の多いことを塵にたとえていう。
- (35) 刹土 せつど 「せつ」は「刹多羅」の略で、くに、国土。生物の住む場所のこと。
- (36) 釈梵 しゃくほん 仏法の守護神、帝釈天と梵天。
- (37) 善利 ぜんり 仏道に精進することによってもたらされるすぐれた利益。仏果。
- (38) 神儀 しんぎ 死者の靈魂。多くの場合、位牌または墓石などの法名の下に書く神位、大覚位などをいう。
- (39) 資助 しじよ 役立てる、助ける。
- (40) 道果 どうか 修行によってえられた果としてのさとり。菩提。涅槃。
- (41) 共惟 きやうい うやうやしく思う。

- (42) 爵禄 しやくろく 爵位と俸禄。
- (43) 撓鈎塔索 どうこうとうさく 撓鈎(鈎)とは熊手、塔索は竿の先を輪にして繩を付けたもので、共に人を捉えること、引つけてからめ取り、その胸中を探る意味。
- (44) 聖箭離絃 せいぜんげんをはなる 聖き箭に譬えられる和尚が弦を離れて遷化すること。
- (45) 寰中 かんちゅう 世界中。
- (46) 松柏鬱々 しょうはくうつうつ 四季に緑を保つ常盤木ときわきのおい茂っているさま。転じて、節を守って変わらないこと、また変わらぬことに永く栄えることのとえ。
- (47) 瓜瓞綿綿 かてつめんめん 子々孫々の繁栄を祝する言葉。五経の一つである『詩経』に由来している。蔓が長く延び、沢山の実をつける瓜は、世代の連続と多子を象徴する代表的な吉祥である。
- (48) 動静寒温 動と静、寒と温。
- (49) 苦樂逆順 苦あれば樂あり、樂あれば苦あり。
- (50) 娟々 けんけん 遠くかすかな山。
- (51) 迴然独脱 けいねんどくだつ 一人はるかに抜け出ているさま。
- (52) 正与廢時 しょうよものとき さあ、こうなった時也。
- (53) 山僧 さんぞう 拙僧、僧の謙称。
- (54) 慶讚 きょうさん 仏徳をほめたたえること。
- (55) 作廢生 そもさん さあどうぞ、いかに、との意味。
- (56) 年香 ねんこう 拈香か。拈香は香をたくこと。
- (57) 滿架薔薇 まんかしょうび 棚いっぱいいのバラ。
- (58) 暮秋 ぼしゅう 秋の終わりがら、晩秋。
- (59) 天正二十年壬辰

(60) 季秋 秋の末。晩秋 陰曆九月の異名。

(61) 勢至薩埵 せいしほさつ(勢至菩薩)のことで「大勢至菩薩」の略。阿彌陀三尊の一つ。阿彌陀仏の右の脇士で、智慧の光で一切を照らし、衆生をして餓鬼・畜生・地獄の三惡道から救い、臨終には来迎して極楽に引導するという菩薩。宝冠中に宝瓶をつける。

(62) 妙典 みょうてん 「妙」は不可思議の意、微妙なすぐれた法を説いた経典。仏教の教典。特に法華経をさしていうことが多い。法華経は「妙法蓮華経」の略、大乘仏教の最も重要な経典の一つ。漢訳は、竺法護訳一〇卷(正法華経)、鳩摩羅什訳八卷、闍那崛多訳八卷(添品妙法蓮華経)の三種が現存するが、ふつう羅什訳をさす。二八品からなり、譬喩を交えた文学的な表現で法華一乗の立場や永遠の生命としての仏陀を説く。天台宗・日蓮宗の所依しよえの経典。

(63) 清衆 せいしゅう 僧。

(64) 楞嚴か? りょうごん 仏書、「大仏頂如来密因修証了義諸菩薩万行首楞嚴経」の略。一〇卷。般刺蜜帝訳。修禪、耳根円通などについて禅法の要義を説いた経。首楞嚴経。

(65) 『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年、七九五頁、堀越祐一氏執筆分。

(66) 『晴豊記』増補続史料大成 晴右記 晴豊記 臨川書店、一九七八年、天正十九年閏正月二十二日条、なお子の光豊の日記にも同様の記述がある。『京都大学史料叢書19 光豊公記』思文閣出版、二〇二三年、天正十九年閏正月二十三日条。

(67) 藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』第2版、思文閣出版、二〇一六年、七一頁。

(68) 前掲注67『織豊期主要人物居所集成』第2版、七二頁。

(69) 三浦宏之「豊臣秀長と徳川家康」『温故叢誌』七五号、二〇二二年。

(70) 家康が秀長家臣の藤堂高虎に秀長の病状を問う書状を遣わすのは天正十七年十一月十四日付の書状から始まる。中村孝也『徳川家康文書の研究』上巻、丸善、一九五八年、七四九頁、天正十八年十二月九日付書状、同『徳川家康文書の研究』中巻、丸善、一九五九年、三六頁。

(71) 前掲注70『徳川家康文書の研究』中巻、四七頁。

- (72) 前掲注67『織豊期主要人物居所集成』第2版、一〇八頁。
- (73) 後年になるが、元和元年（一六一五）十二月二十九日に、長岡忠興が江戸に下着して將軍秀忠に拝謁した折、それまでの羽柴の名字を捨てて、元の名字の細川に戻りたいと願った。これについて、松平の名字を下賜されるのを願う出るのがよろしかろうと土井利勝が勧めたのを、忠興は「松平ハ源氏の名字ニてもなく、羽柴と同意なる」旨を申し述べてこれを拒絶したことが「細川家記」に記されている（『大日本史料』一二編二三冊、一九九頁）。
- (74) 平野明夫「松平清康再考」『愛知県史研究』一八号、二〇一四年。
- (75) 「尊卑分脈」に「世良田弥四郎 三川守」とあり、「吾妻鑑」寛元二年八月十五日条に世良田頼氏が「新田三河前司頼氏」と記されている。なお『愛知県史資料編8中世1』愛知県、二〇〇一年、九三六頁、「国守・知行国主一覽」三河国参照。
- (76) 拙稿「家康の三河領国化」黒田基樹編『徳川家康とその時代』戎光祥出版、二〇二三年、八一頁参照。
- (77) 前掲注7『静岡県史資料編8中世4』五一八号。
- (78) 竹内洪介・石塚晴通「大阪城天守閣蔵『聚楽行幸記』解題・翻刻」『古代中世文学論考第38集』新典社、二〇一九年。
- (79) 前掲注11平野明夫『秀吉襲来』一八九頁。
- (80) 前掲注1『日本中世史の研究』一四頁。
- (81) 埼玉県史料集第一集『石川正西聞見集』埼玉県立図書館、一九六八年、一〇三頁。
- (82) 前掲注1渡辺世祐『日本中世史の研究』一五頁。
- (83) 橋本政宣「慶長七年における近衛家と徳川家康の不和（上）」『書状研究』七、一九八五年。
- (84) 前掲注4『新編岡崎市史中世2』八七九頁。
- (85) 前掲注4辻達也「徳川氏の系図について」、辻達也編『日本の近世 第2巻天皇と將軍』三三・三八頁。
- (86) 当該史料の引用部分は、前掲注4『週間朝日百科日本の歴史別冊 歴史の読み方8名前と系図・花押と印章』（五六〜五七頁）に写真が掲載されている。写真を基に筆者が対校したところ、同書で掲出されている辻達也氏の翻刻文が最も原文に忠実であるので、おおむねこれに従った。

(87)

中国では養子は同姓から迎えるという不文律が存在したが、日本では、異姓からの養子は古代社会でも実例が認められ、平安期に入ると普遍的に定着した。田端泰子「古代・中世の「家」と家族―養子を中心として―」『橘女子大学研究紀要』一〇号、一九八五年。